

1. 件名：第二種廃棄物埋設（廃棄体）に係る確認証の交付方法の変更に係る面談

2. 日時：令和4年12月5日（月）14時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階大会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

二宮上席監視指導官、木原主任監視指導官、百瀬主任監視指導官、

堀江監視指導官、河合管理官補佐

日本原燃株式会社 埋設事業部 埋設センター 部付課長 他3名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、第二種廃棄物埋設確認証（以下「確認証」という。）の交付方法の変更について以下の説明を行った。

- ・現在、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（以下「日本原燃」という。）に受け入れる廃棄体について、受け入れる前に法令等で定める技術上の基準への適合を確認し、更に日本原燃が実施する保安規定に基づく受入れ検査の実績を踏まえ、日毎に確認証を交付（複数枚）しているところ。今後は、技術上の基準への適合が確認できた時点で確認証を一枚交付する運用に変更することを検討している旨説明した。
- ・この変更は、確認証交付事務に係る運用上の変更であり、法令制度・技術基準等を変更するものではないこと。これに伴って、廃棄物埋設確認申請書の記載について、「確認を受けようとする月日」及び分割交付数等の記載部分に変更が生じるものの、日本原燃の保安活動に変更が生じるものではないことを説明した。

(2) 日本原燃から、確認証交付に係る運用の変更に関して、基本的に問題ない旨回答を得た。ただ、変更時期については、社内手続きの改正等が必要であることから、別途調整したい旨発言があった。

6. その他

提出資料

「第二種廃棄物埋設（廃棄体）に係る確認証の交付方法の変更に係る事業者意見について」